

県本部各部課長 殿
県下各警察署長

通達区分	例規通達
有効期間	30年

宮本務第476号
令和7年3月24日
宮城県警察本部長

犯罪被害者等の一時避難場所確保に関する公費負担要領の一部改正について
(通達)

犯罪被害者等に対する一時避難場所の確保に関する公費負担は、「犯罪被害者等の一時避難場所確保に関する公費負担要領の一部改正について(通達)」(令和5年7月12日付け宮本務第1107号)により運用してきたところであるが、この度、別添のとおり犯罪被害者等一時避難場所確保に関する公費負担要領の一部を改正したので、運用上遺漏のないようにされたい。

なお、これに伴い、前記通達は廃止する。

記

- 1 改正の要点
文言の整理等所要の整備を行った。
- 2 施行期日
令和7年4月1日

別添

犯罪被害者等の一時避難場所確保に関する公費負担要領

1 趣旨

この要領は、犯罪被害者及びその家族又は遺族（以下「犯罪被害者等」という。）が一時的に避難する場所（以下「一時避難場所」という。）の確保が必要な場合の費用を公費で負担すること（以下「公費負担」という。）について必要な事項を定めるものとする。

2 公費負担の対象者

公費負担の対象者は、次のいずれかの犯罪被害に係る犯罪被害者等であって、現居住地やその周辺において犯罪行為が行われたことにより、現居住地から一時的に避難させることが必要であると認められるもののうち、犯罪被害者等自らが緊急に避難する場所を確保することが困難であり、かつ、公的施設への避難も困難なものとする。

- (1) 殺人、不同意性交等、不同意わいせつ又は放火による犯罪被害（未遂を含む。）
- (2) その他事案の軽重、性質、社会的反響等から総合的に判断して警察署長が必要と認める犯罪被害

3 公費負担の範囲

- (1) 一時避難場所の確保に要する費用は、ホテル、旅館、ウィークリーマンション等の有料宿泊施設の宿泊に要する費用（消費税及びサービス料を含む。以下「宿泊料」という。）とし、食事代は含まないものとする。
- (2) 宿泊料の対象となる宿泊期間は、原則として3泊4日以内とし、宿泊料は1泊につき1人当たり5,000円を目安とする。ただし、事件の内容、犯罪被害者等の状況等から警察署長が必要と認めるときは、警務部警務課長と協議の上、対象とする宿泊期間を増やし、又は宿泊料を増額することができる。

4 公費負担の手続

- (1) 警察署長は、この要領の対象となる事案が発生したときは、公費負担の必要性を判断するとともに、犯罪被害者等の意向を確認すること。
- (2) 公費負担の必要性を認めた場合は、犯罪被害者等、一時避難場所の管理者等に対してあらかじめ公費負担する旨を告げること。
- (3) 犯罪被害者等が一時避難場所を利用した場合には、速やかに一時避難場所利用報告書（別記様式第1号）により、警務部警務課長に報告すること。
- (4) 一時避難場所からの費用の請求は、一時避難場所利用請求書（別記様式第2号）又は当該一時避難場所に備付けの請求書（以下これらを「請求書」という。）によるものとする。
- (5) 一時避難場所からの請求書を受理したときは、当該請求書に一時避難場所利用報告書の写しを添付して警察署の会計課長又は警務会計課長に提出するものとする。

5 公費負担の適用除外

前記2の公費負担の対象者が、次のいずれかに該当することが判明した場合は、公費負担は行わないものとする。ただし、当該犯罪行為の態様及び当該犯罪被害者等の経済状況、境遇等を総合的に判断して、公費負担が相当であると認めるときは、この限りでない。

- (1) 犯罪被害者等と加害者との関係が夫婦又は直系血族（婚姻や養子縁組の届出はしていないが事実上同様の関係にあった場合を含む。）に当たるとき。
- (2) 加害者が財産上の利益を受けるおそれがあると認められるとき。
- (3) 犯罪被害者等が当該犯罪行為を教唆し、又は幫助したと認められるとき。
- (4) 犯罪被害者等が暴行、脅迫、侮辱等当該犯罪行為を誘発する行為をしたと認められるとき。
- (5) 犯罪被害者等が当該犯罪行為に関して著しく不正な行為をしたと認められるとき。
- (6) 犯罪被害者等が当該犯罪行為を容認したと認められるとき。
- (7) 犯罪被害者等が集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織へ所属していたと認められるとき。
- (8) 犯罪被害者等が加害者及びその関係者に対して当該犯罪行為に対する報復をしたと認められるとき。
- (9) 犯罪被害者等に公費負担をすることが社会通念上適切でない事情が認められるとき。
- (10) 犯罪被害者等の申告が虚偽と認められるとき。
- (11) 加害者の行為が正当防衛、緊急避難又は正当行為に当たるとき。
- (12) 犯罪被害者等が公費負担を希望しないとき。

6 運用上の留意事項

- (1) 公費負担は、公的施設への避難が困難な場合の措置であることから、公的施設の利用が可能な場合は、公的施設の利用を優先すること。
- (2) 一時避難場所に協力を要請する際には、犯罪被害者等に係る個人情報の提供は必要最小限にとどめるなどその取扱いに細心の注意を払うこと。
- (3) 警察署長は、この要領の適正かつ積極的な運用を図るため、所属職員に対する教養を行うとともに、公費負担の趣旨を犯罪被害者等に十分説明すること。
- (4) 公費負担する宿泊料については、犯罪被害者等が一時避難場所を利用した後、速やかに請求書の提出を受け、支払漏れがないようにすること。

年 月 日

警務部警務課長 殿

警察署長

一時避難場所利用報告書

事 件 名	
発 生 年 月 日	年 月 日
事 件 概 要 及び借上理由	
犯 罪 被 害 者 等 (利 用 者)	住 所 氏 名 年 月 日 生 (歳) 男 ・ 女 被 害 者 と の 続 柄 ほ か 人
利 用 期 間	年 月 日 から 年 月 日 までの間
利 用 場 所	住 所 施 設 名 電 話
利 用 金 額	円
備 考	

新通達

県本部各部課長 殿
県下各警察署長

宮本務第476号
令和7年3月24日
宮城県警察本部長

犯罪被害者等の一時避難場所確保に関する公費負担要領の一部改正について
(通達)

犯罪被害者等 _____ に対する一時避難場所の確保に関する公費負担は、 _____ 「犯罪被害者等の一時避難場所確保に関する公費負担要領の一部改正について(通達)」(令和5年7月12日付け宮本務第1107号 _____)により運用してきたところであるが、この度、別添のとおり犯罪被害者等一時避難場所確保に関する公費負担要領の一部を改正したので、運用上遺漏のないようにされたい。

なお、これに伴い、前記通達は廃止する。

記

1 改正の要点

文言の整理等所要の整備を行った。

2 施行期日

令和7年4月1日

別添

犯罪被害者等の一時避難場所確保に関する公費負担要領

1 趣旨

この要領は、犯罪被害者及びその家族又は遺族(以下「犯罪被害者等」という。)が一時的に避難する場所(以下「一時避難場所」という。)の確保が必要な場合の費用を公費で負担すること(以下「公費負担」という。)について必要な事項を定めるものとする。

2 公費負担の対象者

公費負担の対象者は、次のいずれかの犯罪被害に係る犯罪被害者等であって、現居住地やその周辺において犯罪行為が行われたことにより、現居住地から一時的に避難させることが必要であると認められるもののうち、犯罪被害者等自らが緊急に避難する場所を確保することが困難であり、かつ、公的施設への避難も困難なものとする。

- (1) 殺人、不同意性交等、不同意わいせつ又は放火による犯罪被害(未遂を含む。)
- (2) その他事案の軽重、性質、社会的反響等から総合的に判断して警察署長が必要と認める犯罪被害

3 公費負担の範囲

- (1) 一時避難場所の確保に要する費用は、ホテル、旅館、ウィークリーマンション等の有料宿泊施設の宿泊に要する費用(消費税及びサービス料を含む。以下「宿泊料」という。)とし、食事代は含まないものとする。
- (2) 宿泊料の対象となる宿泊期間は、原則として3泊4日以内とし、宿泊料は1泊につき1人当たり5,000円を目安とする。ただし、事件の内容、犯罪被害者等の状況等から警察署長が必要と認めるときは、警務部警務課長と協議の上、対象とする宿泊期間を増やし、又は宿泊料を増額することができる。

4 公費負担の手続

- (1) 警察署長は、この要領の対象となる事案が発生したときは、公費負担の必要性を判断するとともに、犯罪被害者等の意向を確認すること。
- (2) 公費負担の必要性を認めた場合は、犯罪被害者等、一時避難場所の管理者等に

旧通達

県本部各部課長 殿
県下各警察署長

宮本務第1107号
令和5年7月12日
宮城県警察本部長

犯罪被害者等の一時避難場所確保に関する公費負担要領の一部改正について
(通達)

本県警察では、犯罪被害者等(犯罪被害者及びその家族又は遺族をいう。以下同じ。)の一時避難場所を確保し、その精神的・経済的負担の軽減を図るため、「犯罪被害者等の一時避難場所確保に関する公費負担要領の一部改正について(通達)」(平成30年3月30日付け宮本務第618号。以下「旧通達」という。)により運用してきたところであるが、この度、別添のとおり犯罪被害者等一時避難場所確保に関する公費負担要領の一部を改正したので、運用上遺漏のないようにされたい。

なお、これに伴い、旧通達は廃止する。

記

1 改正の要点

- (1) 「強制性交等」を「不同意性交等」に改めた。
- (2) 「強制わいせつ」を「不同意わいせつ」に改めた。
- (3) 一時避難場所利用報告書(別記様式第1号)及び一時避難場所利用請求書(別記様式第2号)の一部を改めた。

2 施行期日

令和5年7月13日

3 留意事項

刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律(令和5年法律第66号)の施行による改正前の刑法(明治40年法律第45号)で定める犯罪で旧通達により一時的に避難する場所の確保に関する費用を公費で負担することについて対象としていたものの犯罪被害者等に対しても、この通達により運用すること。

別添

犯罪被害者等の一時避難場所確保に関する公費負担要領

1 趣旨

この要領は、犯罪被害者及びその家族又は遺族(以下「犯罪被害者等」という。)が一時的に避難する場所(以下「一時避難場所」という。)の確保が必要な場合の費用を公費で負担すること(以下「公費負担」という。)について必要な事項を定めるものとする。

2 公費負担の対象者

公費負担の対象者は、次のいずれかの犯罪被害に係る犯罪被害者等であって、現居住地やその周辺において犯罪行為が行われたことにより、現居住地から一時的に避難させることが必要であると認められるもののうち、犯罪被害者等自らが緊急に避難する場所を確保することが困難であり、かつ、公的施設への避難も困難な者とする。

- (1) 殺人、不同意性交等、不同意わいせつ又は放火による犯罪被害(未遂を含む。)
- (2) その他事案の軽重、性質、社会的反響等から総合的に判断して警察署長が必要と認める犯罪被害

3 公費負担の範囲

- (1) 一時避難場所の確保に要する費用は、ホテル、旅館、ウィークリーマンション等の有料宿泊施設の宿泊に要する費用(消費税及びサービス料を含む。以下「宿泊料」という。)とし、食事代は含まないものとする。
- (2) 宿泊料の対象となる宿泊期間は、原則として3泊4日以内とし、宿泊料は1泊につき1人当たり5,000円を目安とする。ただし、事件の内容、犯罪被害者等の状況等から警察署長が必要と認めるときは、警務部警務課長と協議の上、対象とする宿泊期間を増やし、又は宿泊料を増額することができる。

4 公費負担の手続

- (1) 警察署長は、この要領の対象となる事案が発生したときは、公費負担の必要性を判断するとともに、犯罪被害者等の意向を確認すること。
- (2) 公費負担の必要性を認めた場合は、犯罪被害者等、一時避難場所の管理者等に

対してあらかじめ公費負担する旨を告げること。

- (3) 犯罪被害者等が一時避難場所を利用した場合には、速やかに一時避難場所利用報告書（別記様式第1号）により、警務部警務課長に報告すること。
- (4) 一時避難場所からの費用の請求は、一時避難場所利用請求書（別記様式第2号）又は当該一時避難場所に備付けの請求書（以下これらを「請求書」という。）によるものとする。
- (5) 一時避難場所からの請求書を受理したときは、当該請求書に一時避難場所利用報告書の写しを添付して警察署の会計課長又は警務会計課長に提出するものとする。

5 公費負担の適用除外

前記2の公費負担の対象者が、次のいずれかに該当することが判明した場合は、公費負担は行わないものとする。ただし、当該犯罪行為の態様及び当該犯罪被害者等の経済状況、境遇等を総合的に判断して、公費負担が相当であると認めるときは、この限りでない。

- (1) 犯罪被害者等と加害者との関係が夫婦又は直系血族（婚姻や養子縁組の届出はしていないが事実上同様の関係にあった場合を含む。）に当たるとき。
- (2) 加害者が財産上の利益を受けるおそれがあると認められるとき。
- (3) 犯罪被害者等が当該犯罪行為を教唆し、又は^{ほう}補助したと認められるとき。
- (4) 犯罪被害者等が暴行、脅迫、侮辱等当該犯罪行為を誘発する行為をしたと認められるとき。
- (5) 犯罪被害者等が当該犯罪行為に関して著しく不正な行為をしたと認められるとき。
- (6) 犯罪被害者等が当該犯罪行為を容認したと認められるとき。
- (7) 犯罪被害者等が集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織へ所属していたと認められるとき。
- (8) 犯罪被害者等が加害者及びその関係者に対して当該犯罪行為に対する報復をしたと認められるとき。
- (9) 犯罪被害者等に公費負担をすることが社会通念上適切でない事情が認められるとき。
- (10) 犯罪被害者等の申告が虚偽と認められるとき。
- (11) 加害者の行為が正当防衛、緊急避難又は正当行為に当たるとき。
- (12) 犯罪被害者等が公費負担を希望しないとき。

6 運用上の留意事項

- (1) 公費負担は、公的施設への避難が困難な場合の措置であることから、公的施設の利用が可能な場合は、公的施設の利用を優先すること。
- (2) 一時避難場所に協力を要請する際には、犯罪被害者等に係る個人情報の提供は必要最小限にとどめるなどその取扱いに細心の注意を払うこと。
- (3) 警察署長は、この要領の適正かつ積極的な運用を図るため、所属職員に対する教養を行うとともに、公費負担の趣旨を犯罪被害者等に十分説明すること。
- (4) 公費負担する宿泊料については、犯罪被害者等が一時避難場所を利用した後、速やかに請求書の提出を受け、支払漏れがないようにすること。

対してあらかじめ公費負担する旨を告げること。

- (3) 犯罪被害者等が一時避難場所を利用した場合には、速やかに一時避難場所利用報告書（別記様式第1号）により、警務部警務課長に報告すること。
- (4) 一時避難場所からの費用の請求は、一時避難場所利用請求書（別記様式第2号）又は当該一時避難場所に備付けの請求書（以下これらを「請求書」という。）によるものとする。
- (5) 一時避難場所からの請求書を受理したときは、当該請求書に一時避難場所利用報告書の写しを添付して警察署会計課長に提出するものとする。

5 公費負担の適用除外

前記2の公費負担の対象者が、次のいずれかに該当することが判明した場合は、公費負担は行わないものとする。ただし、公費負担を行わないことが社会通念上適切でないと思われる特段の事情（犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則（昭和55年国家公安委員会規則第6号。以下「規則」という。）第8条第1項に規定する特段の事情をいう。）がある場合は、この限りでない。

- (1) 犯罪被害者等と加害者との関係が規則第2条第1号の「夫婦又は直系血族」に当たるとき。
- (2) 犯罪被害者等と加害者との関係が規則第3条の「加害者が財産上の利益を受けるおそれ」があると認められるとき。
- (3) 規則第4条第1号の規定による「犯罪行為への教唆又は^{ほう}補助」が認められるとき。
- (4) 規則第4条第2号に規定する「犯罪行為を誘発する行為」が認められるとき。
- (5) 規則第4条第3号に規定する「犯罪行為に関して著しく不正な行為」が認められるとき。
- (6) 規則第5条第1号の規定による「犯罪行為の容認」が認められるとき。
- (7) 規則第5条第2号の規定による「暴力的組織への所属」が認められるとき。
- (8) 規則第5条第3号に規定する「犯罪行為に対する報復」が認められるとき。
- (9) 規則第10条の規定により「社会通念上適切でない事情」が認められるとき。

(10) 犯罪被害者等の申告が虚偽と認められるとき。

(11) 加害者の行為が正当防衛、緊急避難又は正当行為に当たるとき。

(12) 犯罪被害者等が公費負担を希望しないとき。

6 運用上の留意事項

- (1) 公費負担は、公的施設への避難が困難な場合の措置であることから、公的施設の利用が可能な場合は、公的施設の利用を優先すること。
- (2) 一時避難場所に協力を要請する際には、犯罪被害者等に係る個人情報の提供は必要最小限にとどめるなどその取扱いに細心の注意を払うこと。
- (3) 警察署長は、この要領の適正かつ積極的な運用を図るため、所属職員に対する教養を行い、この要領の周知徹底を図るとともに、公費負担の趣旨を犯罪被害者等に十分説明し、積極的な利用を図ること。
- (4) 公費負担する宿泊料については、犯罪被害者等が一時避難場所を利用した後、速やかに請求書の提出を受け、支払漏れがないようにすること。

